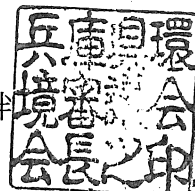




環境審議会答申第118号
平成25年3月18日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県環境審議会会長 鈴木 胖



ディーゼル自動車等運行規制のあり方について (答申)

平成23年8月5日付け諮問第25号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、別紙のとおり答申します。

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について

兵庫県環境審議会では、環境の保全と創造に関する条例に基づくディーゼル自動車等運行規制のあり方について審議を行った。

環境の現況、大気環境濃度の将来予測、国による法の見直し状況、その他条例規制地域内における大気環境保全対策の状況を総合的に判断すると、条例による運行規制については下記1及び2のとおり進めて行く必要がある。

なお、平成21年に環境基準が設定された微小粒子状物質については、下記3について留意すべきである。

記

1 条例規制地域内の環境改善には、引き続き対策を講じる必要があると考えられることから、条例による運行規制については継続する必要がある。

2 今後の条例規制のあり方については、国の中間目標年度でもある平成27年度を一つの区切りとし、環境の状況、法に係る検討状況、その他条例規制地域内における大気環境保全対策の状況等について調査を行い、再度検討を行った上で決定することが望ましい。

3 微小粒子状物質（PM2.5）については、発生源から直接排出される一次生成粒子と大気中の光化学反応、中和反応等によって生じる二次生成粒子で構成され、大気中の挙動も複雑であることから、現状では発生源に自動車などの程度寄与しているのか不明確である。

このため、微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握するための監視測定体制の整備を進めるとともに、微小粒子状物質が様々な成分で構成されていることを踏まえ、体系的に成分分析を行うことが必要である。

その上で、国との連携の下、微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握、二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を行い、より効果的な対策について検討すべきである。